

マイナンバー通知カード 対応ガイド



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

1 マイナンバーの通知

紙の「通知カード」は2020年5月に新規発行等が廃止されました。現在、新たに出生等でマイナンバーが付番される方には、マイナンバーをお知らせする「個人番号通知書」が簡易書留で届きます。この通知書は**本人確認書類やマイナンバーを証明する書類としては使用できません**。DV被害等の特別な事情がある方は、申請により住民票の住所ではなく、現在お住まいの居所での受け取りも可能です。

2 マイナンバーの確認・証明方法

行政手続きや職場への提出時には、以下のいずれかが必要です。

マイナンバーカード (個人番号カード)	顔写真付きで、番号確認と本人確認が1枚で完了します。 最も確実に便利な方法です 。
マイナンバー記載の住民票の写し / 住民票記載事項証明書	市区町村で取得でき、番号確認書類として使用可能です（本人確認書類としては不可）。
通知カード (廃止前に交付されたもの)	記載の氏名・住所等が現在の住民票情報と完全に一致する場合に限り、番号確認書類として利用可能です（本人確認書類としては不可）。

3 マイナンバーカードの申請・受け取り

希望者が無料で申請・取得できます。

申請方法	スマートフォンやパソコンによるオンライン申請、郵送申請、一部の証明写真機からの申請、市区町村窓口での申請などがあります。
受け取り	申請後に交付通知書（はがき）が届いたら、原則本人が市区町村の窓口へ受け取りに行きます。

主な持ち物

交付通知書、本人確認書類（運転免許証等）、通知カードまたは住民基本台帳カード（お持ちの方のみ返納）。

4 マイナンバーカードの主な利点

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| ・ 公的な顔写真付き身分証明書としての利用。 | ・ コンビニでの各種証明書の取得（対応自治体）。 |
| ・ マイナンバー提出と本人確認の一体化。 | ・ 健康保険証としての利用（マイナ保険証）。 |
| ・ マイナポータル利用による行政手続きのオンライン化。 | ・ 公金受取口座の登録による給付金受け取りの効率化。 |

5 職場等へのマイナンバー提出

会社は、社会保険・税金の手続きのため、従業員や扶養家族のマイナンバーを確認する義務があります。

マイナンバーカードを 持っている場合

カードを提示（または写しを提出）するだけで番号確認・本人確認が完了します。

マイナンバーカードを 持っていない場合

「マイナンバー記載の住民票の写し等（番号確認書類）」と「運転免許証等の本人確認書類」の両方の提示（または写しの提出）が必要です。扶養家族についても同様の確認が求められます。ただし、実務上は住民票の写しのみで足りるとする企業も多く、本人確認は入社時情報等で代替しているケースもあります。